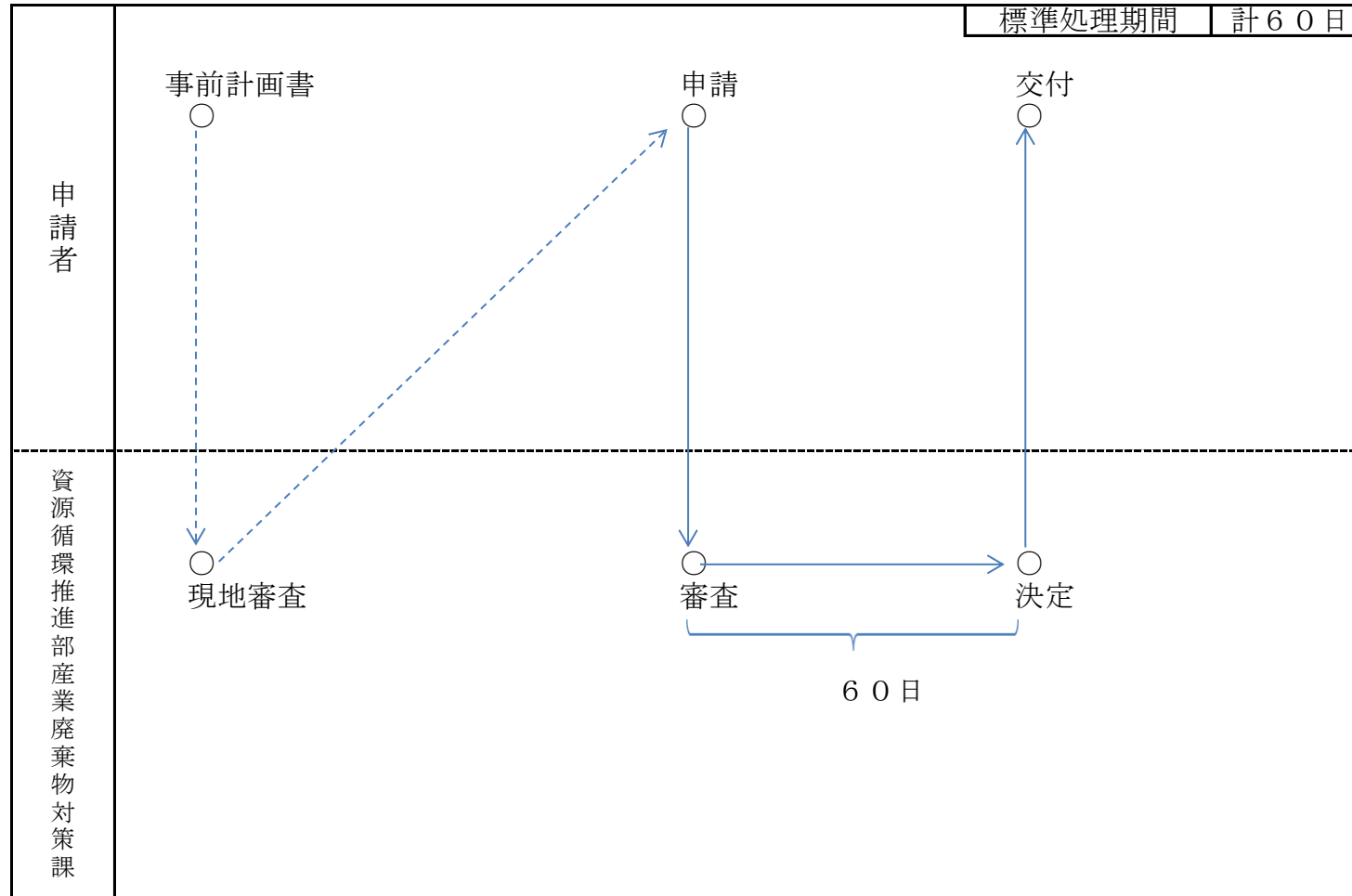


### 事務処理フロー図

作成部署 環境局資源循環推進部産業廃棄物対策課審査担当 電話 42-867

事務名 解体業の許可申請

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

番号	項目	説明
1	事前相談	申請前に事前計画書を提出していただき、現地審査を行います。
2	申請	窓口へ提出された申請書類について内容を審査します。
3	審査	申請書の内容について、許可基準を充たしているかどうか審査します。
4	決定	許可するか否か、産業廃棄物対策課長が決定します。
5	交付	申請者に許可証を交付します。
6		
7		
8		
9		
10		

事前計画書は、申請者に法令で定められている「基準」に適合するように指導するため、申請に先立って提出を求めている。  
 なお、事前計画書は行政指導であり、標準処理期間は申請を受理した日から起算される。